



2018年4月26日

各 位

会 社 名 **アンリツ株式会社**  
代表者名 代表取締役 グループCEO 橋本 裕一  
(コード番号 6754 東証第一部)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 窪田 顕文  
(TEL 046-296-6507)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年4月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月26日開催予定の第92期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 当社は、経営幹部層に迅速な意思決定と業務執行及び的確な経営手腕を発揮させることにより、企業価値を継続的に向上させる経営システムとして、2000年から執行役員制度を導入しております。今般、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、意思決定と業務執行の分離を推し進め、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を取締役会が行い、執行役員に業務を執行させることをより明確にすることとしました。

そこで、定款において、社長が執行役員の地位であることを明確にするとともに、最適な経営体制の機動的な構築を図るため、現行定款のうち、役付取締役及び執行役員に関する規定につき、変更を行うものであります。

(2) 上記変更に伴い、必要となる条数の調整を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2018年6月26日

定款変更の効力発生日 2018年6月26日

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条～第 21 条 (省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から <u>社長 1 名その他</u>取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</p> <p>(役付取締役の業務)</p> <p>第 23 条 社長は、<u>当会社全般の業務を統理する。</u></p> <p>② <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを代行する。</u></p> <p>第 24 条～第 28 条 (省略)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第 29 条 <u>取締役会の決議により</u>当会社に執行役員を置くことができる。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第 30 条～第 31 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 32 条～第 35 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第 36 条～第 39 条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条～第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>第 23 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員及び役付執行役員)</p> <p>第 28 条 <u>取締役会は、その決議によって、当会社に執行役員を置き、当会社の業務を分担して執行させる。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長 1 名を定めるほか、取締役会が必要と認める役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p>③ <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の執行役員がこれを代行する。</u></p> <p>第 29 条～第 30 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 31 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p>